

各高齢者福祉施設 施設長 様
各介護サービス事業所 管理者 様

仙台市健康福祉局保険高齢部介護事業支援課長

高齢者施設等における事故の報告方法等の変更について

平素より本市の高齢者福祉行政にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

事故発生時の報告について、現在は事故の発生後、速やかに電話での第一報をいただき、事故報告書を郵送又は持参にて提出いただいておりますが、下記のとおり報告方法を変更いたしますのでお知らせいたします。

また、事故報告の標準化の観点から、本市に報告が必要となる事案や事故報告書の参考様式も併せて変更となります。

各施設・事業所におかれましては、下記内容をご確認の上、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 変更日

令和 5 年 7 月 1 日

2 変更内容

(1) 本市に報告が必要となる事案

以下のいずれかに該当した場合には、事業所側の過失の有無に関わらず、本市への報告が必要です。

① サービス提供中（送迎・通院間も含む）の怪我または死亡事故

※ 怪我は、医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故を報告すること

※ 死亡については、死亡診断書で、老衰・病死等の主に加齢を原因とする死因が記載されている事案は報告不要

② 無断外出

※ 警察・消防等が関わったものは、報告すること

③ 誤薬、与薬漏れ、異食、医療措置関連（チューブ抜去等）、誤嚥、窒息、溺水の事故

※ 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合に限り報告すること

④ その他、管理者等が報告が必要と判断したもの

(2) 第一報

事故が発生次第、速やかにみやぎ電子申請サービスでの報告をお願いします。

※ 緊急を要する場合を除き、本市への電話での報告は不要です。

(3) 事故報告書の提出

第一報を報告後、10日以内に、事故報告書をみやぎ電子申請サービスにてご提出ください。

※ やむを得ず、事故報告書の提出が遅れる場合は、下記担当までご相談ください。

【令和5年6月30日まで】

事故の第一報→電話で報告

事故報告書の提出→郵送又は持参で提出

↓

【令和5年7月1日から】

事故の第一報→みやぎ電子申請サービスで報告

事故報告書の提出→みやぎ電子申請サービスで提出

なお、みやぎ電子申請サービスのリンクは、3ページ目下部に記載している本市ホームページ内にございます。

(4) 事故報告書の参考様式

事故報告書の参考様式の内容が一部変更となっておりますので、下記本市ホームページより、参考様式を改めてご確認の上、報告の際にご活用いただきますようお願いいたします。

※ 任意の様式でも差し支えありませんが、参考様式の内容を網羅していただくようお願いいたします。

※ 変更となった参考様式は、令和5年7月1日以前より使用できます。

3 留意点

- ・ 提出する事故報告書のファイル名は、「提出年月日（サービス種別）施設名」として
ください。

例：「〇〇ホーム」という名称の介護老人福祉施設が令和5年7月1日に事故報告書を提出する場合は、「050701（介護老人福祉施設）〇〇ホーム」としてください。

※ ファイル名に記載するサービス種別は略称等を使用していただいても差し支えありません（「介護老人保健施設」→「老健」など）。

※ 一度の申請で、複数の事故報告書を提出する場合は施設名の後に「①」「②」などと番号を付けてください。

- ・ 令和5年6月30日までに、第一報を本市に連絡しており、本市より事故報告書の提出の指示を受けている事案について、令和5年7月1日以降に事故報告書を提出する場合は、みやぎ電子申請サービスにて提出いただくようお願いいたします。

- ・ 事故報告書の提出後、対象者が死亡する等、状況に大きな変化があった場合は、下記担当まで電話にてご連絡ください。

- ・ サービス種別により、みやぎ電子申請サービスの申請フォームが異なります。下記本市ホームページに詳細を記載しておりますので、報告・提出前に必ず申請先をご確認いただきますよう

お願いいたします。

- ・報告の必要性について判断しかねる場合には、下記担当までご相談ください。
- ・報告に基づき、追加書類の依頼や調査を行う場合もございますので、あらかじめご了承ください。

4 その他

- (1) 以下の事案が発生した際は、従来通り速やかに**電話にて**下記担当までご連絡ください。担当より書類の提出等の依頼をさせていただく場合があります。

① 受傷、過失の有無等に関わらず、苦情通報・訴訟・トラブル等が想定される事案

② 職員の法令違反・不祥事等の発生

※ 利用者への虐待や預かり金の横領、個人情報流出等、利用者の処遇に著しく影響があったもの等を報告すること

③ その他、管理者等が報告が必要と判断したもの

- (2) 本件に関する内容は、下記本市ホームページにも掲載しておりますので、併せてご確認ください。

○ 仙台市ホームページ

「介護保険施設、事業所等における事故発生時の報告について」

<https://www.city.sendai.jp/shidodaini/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/jikohoukoku.html>

ホーム) 事業者向け情報) 福祉・医療) 福祉) 高齢者施設・介護保険などサービス) 介護保険施設、事業所等における事故発生時の報告について

【担当】

○入所系施設

施設指導係：022-214-8318

○訪問・通所系事業所等

居宅サービス指導係：022-214-8192

○居宅介護支援事業所等

ケアマネジメント指導係：022-214-8626